

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 規 則

- 規則第1号 宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…2

### 告 示

- 告示第6号 議決予算の公表……………（財政課）…2
- 告示第7号 指定地域密着型サービス事業者の廃止……………（介護保険課）…7
- 告示第8号 市道路線の認定……………（建設総務課）…8
- 告示第9号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…8
- 告示第10号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…8

### 公 告

- 公告第6号 国土調査による地図及び簿冊の作成……………（建設総務課）…8

### 消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程……………8

### 公 営 企 業

- 告示第1号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し……9

### 正 誤

- 2024年（令和6年）10月18日付け宇治市公報第2499号……………9

**規 則**

宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市規則第1号**

宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則  
宇治市消防団員の服制等に関する規則（昭和29年宇治市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の女子消防団員用服制の部帽の項中「黒」を「暗い濃紺」に、「（ハイバック式）とし、帽の腰回りに緑色のリボンを巻く」を「とする」に改め、同表の表以外の部分女子消防団員用服制の部第1項を次のように改める。

1 帽

製式



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**宇治市告示第6号**

議決予算の公表について

令和7年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

**令和7年度宇治市一般会計補正予算（第5号）**

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,412,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加・変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国庫支出金		16,238,839	255,000	16,493,839
	1.国庫負担金	13,594,224	255,000	13,849,224
17.府支出金		7,245,771	144,800	7,390,571
	1.府負担金	4,727,781	127,500	4,855,281
	3.委託金	471,682	17,300	488,982
21.繰越金		74,782	176,314	251,096
	1.繰越金	74,782	176,314	251,096
歳入合計		84,836,226	576,114	85,412,340

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		8,960,012	23,255	8,983,267
	1.総務管理費	7,262,100	5,955	7,268,055
	4.選挙費	86,533	17,300	103,833
3.民生費		37,101,820	552,009	37,653,829

	1. 社会福祉費	18,113,903	552,009	18,665,912
6. 農林水産業費		425,532	850	426,382
	2. 林業費	110,443	850	111,293
歳出合計		84,836,226	576,114	85,412,340

第2表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
京都府知事選挙期日前投票事務等委託事業	自 令和 7年度 至 令和 8年度	17,700

2. 変更 (単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
給食センター整備事業（その2）	自 令和 7年度 至 令和 8年度	260,000	自 令和 7年度 至 令和 8年度	825,000

令和7年度宇治市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 363,847千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85,776,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
21. 繰越金		251,096	363,847	614,943
	1. 繰越金	251,096	363,847	614,943
歳入合計		85,412,340	363,847	85,776,187

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 議会費		446,486	5,780	452,266
	1. 議会費	446,486	5,780	452,266
2. 総務費		8,983,267	105,109	9,088,376

	1. 総務管理費	7,268,055	92,015	7,360,070
	2. 徴税費	877,335	9,667	887,002
	3. 戸籍住民基本台帳費	566,482	724	567,206
	4. 選挙費	103,833	974	104,807
	5. 統計調査費	125,609	858	126,467
	6. 監査委員費	41,953	871	42,824
3. 民生費		37,653,829	154,310	37,808,139
	1. 社会福祉費	18,665,912	31,748	18,697,660
	2. 児童福祉費	13,962,500	115,069	14,077,569
	3. 生活保護費	5,021,911	7,459	5,029,370
	4. 災害救助費	3,506	34	3,540
4. 衛生費		5,360,430	22,070	5,382,500
	1. 保健衛生費	2,317,295	1,836	2,319,131
	2. 清掃費	3,043,135	20,234	3,063,369
5. 労働費		46,896	3,477	50,373
	1. 労働諸費	46,896	3,477	50,373
6. 農林水産業費		426,382	12,794	439,176
	1. 農業費	313,783	11,648	325,431
	2. 林業費	111,293	1,146	112,439
7. 商工費		2,398,171	4,546	2,402,717
	1. 商工費	2,398,171	4,546	2,402,717
8. 土木費		6,891,976	10,608	6,902,584
	1. 土木管理費	627,914	13,768	641,682
	2. 道路橋梁費	2,258,784	△809	2,257,975
	3. 河川費	358,586	△646	357,940
	4. 都市計画費	3,172,908	△4,268	3,168,640
	5. 住宅費	473,784	2,563	476,347
9. 消防費		2,674,342	42,473	2,716,815
	1. 消防費	2,674,342	42,473	2,716,815
10. 教育費		15,302,561	2,680	15,305,241
	1. 教育総務費	9,321,372	12,494	9,333,866

	2. 小 学 校 費	3,093,525	2,259	3,095,784
	3. 中 学 校 費	1,354,616	△8,196	1,346,420
	4. 幼 稚 園 費	740,334	△11,397	728,937
	5. 社 会 教 育 費	792,714	7,520	800,234
歳 出 合 計		85,412,340	363,847	85,776,187

**令和7年度宇治市一般会計補正予算（第7号）**

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,394,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87,170,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		16,493,839	1,394,200	17,888,039
	2. 国 庫 補 助 金	2,590,752	1,394,200	3,984,952
歳 入 合 計		85,776,187	1,394,200	87,170,387

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民 生 費		37,808,139	567,000	38,375,139
	2. 児 童 福 祉 費	14,077,569	567,000	14,644,569
4. 衛 生 費		5,382,500	330,000	5,712,500
	1. 保 健 衛 生 費	2,319,131	330,000	2,649,131
7. 商 工 費		2,402,717	490,000	2,892,717
	1. 商 工 費	2,402,717	490,000	2,892,717
10. 教 育 費		15,305,241	7,200	15,312,441
	2. 小 学 校 費	3,095,784	7,200	3,102,984
歳 出 合 計		85,776,187	1,394,200	87,170,387

## 第2表 繰越明許費補正

## 1. 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	119,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	水道料金等減免事業補助金	330,000
7. 商工費	1. 商工費	うじの生活おうえんデジタルクーポン事業	480,000
		商店街等販売促進支援事業	10,000

**令和7年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）**

令和7年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,651千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,129,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3. 繰入金		871,289	1,651	872,940
	1. 一般会計繰入金	871,289	1,651	872,940
歳入合計		4,128,000	1,651	4,129,651

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		80,103	1,651	81,754
	1. 総務管理費	73,635	1,651	75,286
歳出合計		4,128,000	1,651	4,129,651

**令和7年度宇治市介護保険事業特別会計  
補正予算（第2号）**

令和7年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,117,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
7. 繰入金		3,131,901	9,637	3,141,538
	1. 一般会計繰入金	2,825,737	9,637	2,835,374
歳入合計		18,107,743	9,637	18,117,380

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		399,829	9,637	409,466
	1. 総務管理費	217,161	5,937	223,098
	3. 介護認定審査会費	171,584	3,700	175,284
歳出合計		18,107,743	9,637	18,117,380

令和7年度宇治市公共下水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業収益	5,815,242 千円	△7,126 千円	5,808,116 千円
第2項 営業外収益	2,638,354 千円	△7,126 千円	2,631,228 千円
支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	5,749,235 千円	△7,126 千円	5,742,109 千円
第1項 営業費用	5,134,102 千円	△7,126 千円	5,126,976 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次の

とおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,671,759千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303,389千円、過年度分損益勘定留保資金198,855千円及び当年度分損益勘定留保資金1,169,515千円で補てんするものとする。）。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	5,226,508 千円	7,126 千円	5,233,634 千円
第4項 他会計出資金	620,945 千円	7,126 千円	628,071 千円
支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	6,898,267 千円	7,126 千円	6,905,393 千円
第1項 建設改良費	4,516,949 千円	7,126 千円	4,524,075 千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第10条中、「1,180,576千円」を「1,173,450千円」に改める。

宇治市告示第7号

指定地域密着型サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26728 00287	デイサービスゆうあい寺田	特定非営利活動法人	令和8年1 月6日	地域密着型通所介護
	城陽市寺田乾出北45番地	水度坂友愛ホーム		

**宇治市告示第8号**

市道路線の認定について  
 道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年1月30日から14日間  
 令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
伊勢田町2 28号線	伊勢田町中山76番地の23 伊勢田町中山76番地の11(右)	
広野町30 2号線	広野町丸山9番地の29 広野町丸山9番地の32	

**宇治市告示第9号**

市道路線の区域の決定について  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年1月30日から14日間  
 令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
伊勢田町2 28号線	伊勢田町中山76番地の23 伊勢田町中山76番地の11(右)	6.0 ~12.0	25.6	
広野町30 2号線	広野町丸山9番地の29 広野町丸山9番地の32	6.0 ~12.0	23.8	

**宇治市告示第10号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年1月30日から14日間  
 令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
伊勢田町2 28号線	伊勢田町中山76番地の23 伊勢田町中山76番地の11(右)	令和8年1月30日
広野町30 2号線	広野町丸山9番地の29 広野町丸山9番地の32	令和8年1月30日

**公 告**

**宇治市公告第6号**

国土調査による地図及び簿冊の作成について

宇治市南浦の一部地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

- 1 地図及び簿冊の名称  
小倉町南浦の一部の地籍図原図及び地籍簿原案
- 2 閲覧期間  
令和8年2月12日から同年3月3日まで
- 3 閲覧場所  
(1) 宇治市西小倉コミュニティセンター(令和8年2月15日及び同月21日に限る。)  
(2) 宇治市建設部建設総務課(令和8年2月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、2の閲覧期間内に、宇治市長に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧ができる時間は、2の閲覧期間中の10時00分から15時30分までとする(宇治市建設部建設総務課での閲覧時間は9時00分から17時00分とする。)

**消 防 本 部**

**宇治市消防本部訓令甲第1号**

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年1月30日

宇治市消防長 木戸 英明

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程

宇治市消防職員服装規程(平成13年宇治市消防本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1冬帽の項中「とし、側面から後部にかけては外側に折り返し、帽のまわりに濃紺又は地質と似た色のボタンを巻く」を「とする」に、「男性については、帽」を「帽」に改め、同表盛夏帽の項中「

色又は地質	男性	紺色の合成繊維の織物
	女性	濃紺の合成繊維の織物

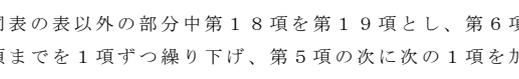
」に、「男性につ

色又は地質	紺色の合成繊維の織物
-------	------------

いては、帽」を「帽」に改め、同表盛夏服の項の次に次の1項を加える。

マタニティ 制服	色又は地質	濃紺色の毛織物
	製式	ワンピース型とする。 前面にボタン5個を1行に付け、左胸及び腰にポケットを付ける。 形状は図のとおりとする。

別表第1の表以外の部分第1項中

「」を「」に改め、

同表の表以外の部分中第18項を第19項とし、第6項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 マタニティ制服

製式



別表第2中

「

盛夏服（半そで）	○※				
----------	----	--	--	--	--

」を

「

盛夏服（半袖）	○※				
---------	----	--	--	--	--

」に改める

盛夏服（半袖）	○※				
---------	----	--	--	--	--

マタニティ制服	△※				
---------	----	--	--	--	--

別表第3中

「

盛夏服（半そで）	6月1日から9月30日まで
----------	---------------

」を

「

盛夏服（半袖）	6月1日から9月30日まで
---------	---------------

」に改める。

盛夏服（半袖）	6月1日から9月30日まで
---------	---------------

マタニティ制服	常時
---------	----

別表第4中

「

盛夏服（半そで）	10年	2	2	2	2	2
----------	-----	---	---	---	---	---

」を

「

盛夏服（半袖）	10年	2	2	2	2	2
---------	-----	---	---	---	---	---

」に改める。

盛夏服（半袖）	10年	2	2	2	2	2
---------	-----	---	---	---	---	---

マタニティ制服	30年	1	1	1		1
---------	-----	---	---	---	--	---

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の宇治市消防職員服装規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により貸与されている冬帽及び盛夏帽は、改正後の宇治市消防職員服装規程の規定により貸与された冬帽及び盛夏帽とみなす。この場合において、当該冬帽及び盛夏帽の貸与期間は、この規程の施行の日における改正前の規程の規定により貸与された冬帽及び盛夏帽としての貸与期間の残存期間と同一の期間とする。



宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、次に掲げる宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第141号	株式会社ハギハラ工業所
第151号	株式会社日下設備
第246号	常盤設備
第308号	株式会社ベーシック
第350号	正興住建株式会社
第375号	松本工業株式会社



2024年（令和6年）10月18日付け宇治市公報第2499号中

ページ	欄	行	誤	正
2	右	上から2 1行目	6. 2 ～8. 5	6. 5 ～8. 5